第89回審査会（令和８年７月22日）

10時00分　開会

【1　開　会】

事務局　　定刻になりましたので、ただいまより、第89回加古川市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。

本日の審査会につきましては、審査会委員５名に対し、出席委員５名であることから、加古川市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則第２条第２項に規定する定足数を満たしており、成立しておりますことを報告いたします。

なお、本日は、１議題となっております。

議題に入る前に、人事異動により事務局の職員が交代していますので、改めて自己紹介を申し上げます。

（事務局自己紹介）

では、以降の審査会の進行につきましては、小川委員長よろしくお願いします。

委員長　　それでは、これより私の方で審査会の進行を務めさせていただきます。先に送付しております資料に基づき審査会を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

【2　議　題】

≪（１）令和７年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について（報告）≫

委員長　　次に、議題（１）「令和７年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について（報告）」に入ります。

事務局より説明願います。

事務局　　（別紙資料に基づき説明）

委員長　　ありがとうございました。委員の皆様より質問等はございますか。

委員　　１ページ目の開示請求件数で前年度と比べて26%の増加ということですが、その時の説明で、特定の請求者からの請求が継続しているということについてもう少し詳しくお話を教えていただければと思います。

事務局　　特定の請求者による請求が継続という点ですが、令和６年度につきましては、請求者２名の方による請求で合計62件だったものが、令和７年度は、請求件数

144 件のうち、同じ２名の方による請求が 84 件となっている状況です。こちらの２名の方の請求状況といたしましては、令和２年の時点からすでに 70 件程度ございまして、大体 60 から 100 件ぐらいの間を推移しながら、令和７年につきましては 84 件となり、請求が継続しているという状況です。

委員　　令和２年度からということになると、合計すると数百件ということになるかと思いますが、どのような請求内容でそのようにたくさんの請求がなされているのでしょうか。

事務局　　２名の方がいらっしゃいますので、それぞれＡさんＢさんというような形で、ご説明させていただきます。

Ａさんにつきましては、令和２年から継続して特に町内会の関係の請求を多くいただいており、教育委員会や、町内会と契約しているような公文書がある所属課も含めて、町内会と各所属における契約書や、町内会に対する補助金の実績報告書等、大体 30 件から 70 件の間で推移しています。

Ｂさんにつきましては、開発関係、区画整理の事業の関係ですが、こちらも 20 件から 30 件程度の間を推移しており、内容としては審査会、審議会の議事録や、開発計画となります。

委員　　ありがとうございます。最後にもう１点だけ質問させてください。
内容的には毎年、同じ内容の請求をするような形になるのでしょうか。

事務局　　お見込みのとおりでして、年度ごとに新たな資料や会議、補助の実績など、同じような内容についての請求が多くありますが、新たに違った側面からの請求というものもございまして、市の事業の進捗に応じて請求をされているものと考えております。

委員　　ありがとうございました。

委員長　　それでは委員の皆様、他にいかがでしょうか。

では、私の方から１点、３ページ目の２、個人情報の外部提供の状況について、全体の件数は令和６年度の 1,533 件から、令和７年度の 1,476 件と、約 60 件近く減っています。見守りカメラに対する警察照会数が令和６年から令和７年で 154 件減っているということは、差し引きすると、見守りカメラが 154 件減っているのに対して、全体が約 60 件しか減ってないため、90 件ぐらい外部提供が増えているということに数字の上ではなるかと思います。この増えている部分が、満遍なくいろいろな分野で増えているのか、それとも特定の何かある新しい事業の開始に伴って増えているのか、その内訳について、お伺いしたいのですがいかがでしょうか。

事務局　　ご質問の点につきましては、３ページの 1,533 件と 1,476 件の右側の内訳をご

覧ください。福祉部が 119 件とございますが、令和６年には 83 件で、36 件の増となっております。またこども部 54 件とございますが、こちらは令和６年には８件で、46 件の増となっております。この２件が、合わせて 82 件の増ということで、見守りカメラの減少分に対する増加の主な要因になります。

まず福祉部 36 件増の主な要因につきましては、福祉部内の介護保険課で、生活保護法第 29 条に基づく他市の福祉事務所への特定個人の介護保険料の外部提供が、令和７年度 33 件あったことが主な要因となっております。生活保護法に基づく照会への回答としましては、従前から法令に基づき適正に行ってきたところですが、一方で、介護保険課からの提供につきましては、運用状況報告の集計の対象として、捕捉できておりませんでした。令和７年度からは、本件を集計の対象としたため、福祉部としての件数が増加したものです。本件につきましては、過去の運用状況をさかのぼって差し替えるというものではなく、令和７年度以降、より正確な計上に努めて参ります。

また、こども部 46 件増の主な要因につきましては、家庭支援課において兵庫県中央こども家庭センターへの特定個人の戸籍謄本の提供が令和６年度は実績がなく、令和７年度は、児童福祉法 33 条の３の２に基づき 40 件提供したことが主な要因になっています。こちらは、令和４年の児童福祉法等の改正により、令和７年６月１日から一時保護児の司法審査の制度が開始されており、児童虐待等による一時保護について、従来は児童相談所長の権限と判断により実施されていたところ、子供の自由の制限や親子分離を伴うことから、親権者等の同意がある場合を除き、一時保護の開始から７日以内または事前に児童相談所長が裁判官に対して一時保護状を請求することとなりました。この制度の開始に伴い、児童相談所から戸籍に関する照会が行われるようになり、家庭支援課より提供した件数が令和７年度で 40 件あることが、こども部の増加の主な要因となっております。

委員長　　ありがとうございます。それぞれ片方は従来捕捉されていなかった部分を捕捉するようになった。もう片方は令和７年６月からの新たな制度の運用に従い、法に基づいて情報提供しているということで承知いたしました。

私の方からもう 1 点だけ。不開示情報の適用状況のところで、文書不存在が令和７年は 25 件ということですが、文書不存在というのは、そもそも請求された文書を作成していないという場合と、作成していたが規則等に定める保存年限を過ぎて廃棄した場合と２パターンが考えられると思いますが、もし現状でわかるようでしたら、それぞれどれくらいの割合になっていますでしょうか。

事務局　　文書不存在の理由につきましては、そもそも作成していない、また保有していないというところで、25 件と確認しています。

委員長　　廃棄による不存在というのは、昨年度はなかったということでよろしいでしょうか。その 25 件すべて、そもそも文書がない、作成取得していないということでしょうか。

事務局　　文書保存年限を経過し、廃棄済みであることから保有していないため不存在としたものが1件、そもそも保有または取得、作成していないため不存在としたものが24件で計25件と確認しております。

委員長　　ありがとうございます。それでは、委員の皆様他にいかがでしょうか。ご質問ご意見等よろしいでしょうか。

（各委員特になし）

【3　その他】

委員長　　それでは、最後に「その他」についてですが、委員の皆様から何かございますか。

（各委員特になし）

委員長　　事務局から何かございますか。

事務局　　事務局からは1点ございます。

次回の審査会の開催見込みについてお知らせします。現時点で年度内にご審議をお願いする可能性のある案件が2件、年度内または次年度にご審議をお願いする可能性のある案件が1件ございます。

年度内の2件が公文書部分開示決定の文書不存在に関する審査請求です。

年度内または次年度の1件が、前回令和7年12月開催時と同様、番号制度に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検に関する諮問となります。現時点では開催時期は未定となっております。詳細が固まり次第、改めて開催時期の調整をさせていただければと思います。事務局からは以上です。

委員長　　ありがとうございます。審査請求2件、そして特定個人情報保護評価書の第三者点検が1件予定されているというお話でございました。こちらに関しまして、委員の皆様から何かご質問等はございますか。

ないようでしたら、後の進行は事務局の方にお返しいたします。

事務局　　今事務局の方から審査請求があるという頭出しをさせていただきましたが、この月末には請求人の方が出されるという話があり、また出てきましたら、日程調整の方をメールにてさせていただきたいと思いますので、後日よろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

10時30分　閉会

※会議録については、要点筆記としています。